

契約の変更につき議決を求めることについて (滋賀県立近江学園整備事業 (PFI方式))

1 概要

近江学園については、老朽化が著しいことから、令和6年4月の新施設供用開始、令和6年9月の現施設解体および外構工事完了を目指し、PFI手法(BTO方式)により整備を進めているところ。

このたび、契約金額を変更増額する必要が生じたことから、変更契約の締結に係る議案について、御承認をいただこうとするもの。



新施設完成イメージ図

2 契約変更の概要

「滋賀県立近江学園整備事業 事業契約書」第57条に基づく、物価変動に伴うサービス対価の改定に係る追加費用について、契約変更を行う。

- | | |
|----------|--|
| ① 事業名 | 滋賀県立近江学園整備事業 |
| ② 事業場所 | 湖南市東寺四丁目地先 |
| ③ 目的 | 新たな近江学園の設計・建設・維持管理と現施設の解体 |
| ④ 変更理由 | 物価変動率の上昇による増額変更 |
| ⑤ 事業期間 | 令和3年10月9日から令和20年3月31日まで |
| ⑥ 契約金額 | 変更前 4,390,637,841円
うち施設整備業務費 3,936,488,441円
うち建設期間費用 3,755,615,441円
変更後 4,481,242,179円 (差額+90,604,338円) |
| ⑦ 契約の相手方 | 滋賀県大津市別保二丁目9番50号
エス・ピー・シー湖南株式会社
代表取締役 出水弘美 |

○変更が必要な理由

物価変動に伴うサービス対価の改定

- ・事業契約書第57条の規定により、建設期間内で新施設の着工日の属する月の指標値と着工日から12月を経過した日後の基準日の属する月の指標値を比較し、物価変動に基づくサービス購入料の改定を行うもの。

着工日：令和4年9月16日

基準日：令和5年12月1日

※増額分算定方法

(1) 工事出来高を算定

令和5年11月30日時点で58% (金額 1,972,034,539 円)

(2) 工事残高を算定

契約額 3,414,195,856 円 (=3,755,615,441 円×100/110)

工事残高 (契約額) 3,414,195,856 円 - (出来高) 1,972,034,539 円
=1,442,161,317 円

(3) 工事残高の費目毎 (共通仮設工事、建築工事、電気設備工事、給排水衛生設備工事、昇降機設備工事、外構工事、解体工事、経費) に物価上昇率を算定

変動額合計 104,000,000 円

(4) 変動後工事残高

1,442,161,317 円 + 104,000,000 円 = 1,546,161,317 円

(5) 受注者許容分

1,442,161,317 円 × 1.5% = 21,632,420 円

(6) 増額分

(変動後工事残高) 1,546,161,317 円 - (工事残高) 1,442,161,317 円
- (受注者許容分) 21,632,420 円 = 82,367,580 円
82,367,580 円 × 1.1 = 90,604,338 円

議第79号

契約の変更につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和6年3月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

契約の変更につき議決を求めることについて

令和3年10月8日議決を得た滋賀県立近江学園整備事業契約を次のとおり変更することにつき、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定に基づき、議決を求める。

変更前の契約額	4, 3 9 0, 6 3 7, 8 4 1 円
変 更 増 額	9 0, 6 0 4, 3 3 8 円
変更後の契約額	4, 4 8 1, 2 4 2, 1 7 9 円

(参 考)

契約の相手方 滋賀県大津市別保二丁目9番50号

エス・ピー・シー湖南株式会社

代表取締役 出 水 弘 美

議第79号
契約の変更につき議決を求めることについて